

道路交通法の一部改正等に伴う交通警察の運営について

警察庁丙交企発第104号
警察庁丙交指発第49号
警察庁丙規発第66号
警察庁丙高速発第71号
警察庁丙運発第24号
平成2年11月20日

各管区警察局長
警視総監 殿
各道府県警察本部長
各方面本部長

警察庁交通局長

この度の道路交通法の一部を改正する法律等の制定の背景、趣旨及び要点並びに運用上の留意事項は、「道路交通法の一部を改正する法律等の制定とこれに伴う交通警察の適正な運営について（依命通達）」（平成2年11月6日付け警察庁乙交発第11号、警察庁乙官発第17号）をもって通達されたところであるが、その細部に関する留意事項は次のとおりであるので、交通警察の運営に遺憾のないようにされたい。

なお、以下この通達において、「法」とは、特に旧法としない限り、改正後の道路交通法（昭和35年法律第105号）を、「令」とは、特に旧令としない限り、改正後の道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）を、「府令」とは、特に旧府令としない限り、改正後の道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）を、「規則」とは、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第7号）をいうものとする。

記

第1 放置車両の使用者の責任等に関する規定の整備

1 放置行為に係る罰金、反則金及び基礎点数の引上げ関係

(1) 改正の趣旨

違法に駐停車している車両の中でも、現場に運転者がいない放置車両は、警察官等が移動命令を行うことができず、また、緊急自動車に対する避讓義務の履行も期待できない等国民生活に対する侵害の程度も著しく高いことから、放置行為に係る罰金、反則金及び基礎点数を引き上げることとしたものである。

また、近時、トレーラーの車台（シャーシ）等重被牽引車だけを切り離す形態の放置行為が多発する傾向にある。重被牽引車は軽車両とされているが、重被牽引車を牽引して自動車を運転するためには、牽引自動車を運転するための免許及び牽引免許が必要であるため行為者の特

定が比較的容易であること、重被牽引者の放置行為の形態は他の駐車違反と同様明白かつ定型的であること等、その違反を反則通告制度により定型的に処理することに本来なじまないものではない。そこで、重被牽引車の放置行為に係る駐車違反を反則通告制度の対象とし、違反の迅速処理を図ることとしたものである。

(2) 改正の内容

ア 放置駐車違反の意義

「放置駐車違反」とは、「放置行為に係る駐車違反」という程度の意味であり、具体的には、法第119条の2第1項第1号及び第2号並びに第2項に規定する違反行為をいう。なお、「放置行為」と「放置駐車違反」とは同一の行為を別の観点から定義したものであり、実態としては同一のものであることに留意すること。

イ 放置駐車違反については、時間制限駐車区間における法第49条の2第3項違反以外の違反行為は対象とされていない。これは、この種の違反行為は、時間制限駐車区間における駐車秩序を侵害するものではあっても、運転者が車両を離れることにより生ずる危険性及び迷惑性の程度が他に比して小さいと考えられるためである。

ウ 罰金及び反則金の限度額の引上げ

放置駐車違反の罰金の額については、1.5倍に引き上げることとした。また、反則金の限度額については、普通自動車等及び小型特殊自動車等については、1.25倍に、大型自動車等についてはその危険性、迷惑性が特に高いことにかんがみ、1.4倍に引き上げることとした。また、重被牽引者についてはその危険性、迷惑性が大型自動車等と同様であることにかんがみ、大型自動車等と同額とすることとした。

エ 反則金の引上げ

(ア) 普通車、二輪車及び原付車

罰金の引上げ率に応じ、現行の駐停車違反の区分に対応してそれぞれ1.5倍に引き上げることとした。

(イ) 大型車及び重被牽引車

大型車及び重被牽引車については、その反則金の限度額の引上げ率が他の引上げ率に比して高く、結果として普通車の反則金の限度額の1.4倍とされていることにかんがみ、反則金の額についても普通車の1.4倍に引き上げることとした。したがって、結果的には、駐停車禁止場所等における放置駐車違反にあっては現行の1.67倍に、駐車禁止場所等における放置駐車違反にあっては現行の1.75倍となることとなった。

オ 基礎点数の引上げ

放置駐車違反に付する基礎点数については、駐停車禁止場所等におけるものについては3点に、駐車禁止場所等におけるものについては2点に、それぞれ引き上げることとした。また、酒気を帯びた状態で運転していた場合においてした放置駐車違反という形態は通常存在しないと考えられることから、酒気帯び放置注射違反なる違反類型は設けないこととした。

カ 告知書及び通告書の様式の改正

反則通告制度の対象として、重被牽引車が加えられたことに伴い、車両の種類欄に重被牽引車を追加したものである。また、所要の経過措置を設け、放置駐車違反以外の違反行為については現行の様式を引き続き用いることができることとしている。

(3) 放置駐車違反の取締り上の留意事項

ア 特定交差点等を中心とした計画的かつ重点を指向した取締りの推進

放置駐車違反の取締りに当たっては、特定交差点等を中心に、曜日、場所、時間帯等の選定を適切に行い、危険性、迷惑性の高い違反に重点を指向した計画的な取締りを強力に推進すること。

イ 悪質な使用者等に重点を指向した取締りの推進

営業上の利益のためには使用する自動車について放置駐車違反が繰り返されることを省みないような遵法意識の欠如した悪質な使用者については、指示及び使用制限命令をすることを念頭において、その使用する自動車に係る放置駐車違反に対する重点的な取締りを実施し、地域における遵法意識の高揚等を図るよう配慮すること。また、常習的に放置駐車違反を行う運転者についても重点的な取締りを行うこと。

ウ 目に見える効果的な取締りの推進

関係機関、関係団体とも連携しつつ違法駐車問題について積極的に広報するとともに、違法駐車への抑止に向け広報効果の高い目に見える取締りを推進するよう配慮すること。

2 車両の使用者の努力義務関係

車両を使用することは、その当然の一態様として駐車を伴うものであるが、現下の交通環境及び駐車事情にかんがみると、違法駐車を防止するためには、車両の使用について適正な管理が行われる必要がある。そこで、車両の運行の管理について権原を有する使用者が、運転者に車両の駐車に関する法令の規定を遵守するよう指導するとともに、自らも駐車に関しての車両の適正な使用のため必要な措置を講ずるよう努めるべきことを定めたものである。

3 放置車両の使用者に対する指示関係

(1) 改正の趣旨及び内容

車両の使用者は、車両の運行を管理、支配する権原を有し、放置行為を防止するための措置を講ずべき立場にあり、使用者の当該措置が不十分であるため放置行為が行われた場合には、将来における放置行為を防止するため、使用者の運行管理の改善を図ることが必要かつ効果的である。そこで、このような場合に放置行為の防止に係る運行の管理の改善を求めするために、公安委員会は、使用者に対し、車両を運転させる場合にあらかじめ目的地において駐車する場所について指導又は助言を行うことその他車両の使用の態様に応じ放置行為を防止するために必要な措置を採ることを指示することができることとしたものである。

(2) 運用上の留意事項

ア 放置行為の意義

放置行為は、「車両の運転者が車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為（当該行為により車両が法第44条、第45条第1項若しくは第2項、第47条第2項若しくは

第3項、第48条若しくは第49条の2第3項の規定に違反して駐車することとなる場合のもの又は車両がこれらの規定に違反して駐車している場合におけるものに限る。)であるが、その解釈、運用に当たっては以下の点に留意すること。

(ア) 「駐車することとなる場合のもの」又は「駐車している場合におけるもの」としているのは、「駐車」の定義(法第2条第1項第18号)により、駐車には運転者が車両を離れて直ちに運転することができない状態又は継続的な停止の二形態があることによるものである。

(イ) 法第49条の2第2項、第4項又は第5項後段の違反行為については、放置行為とはなり得ないので、法第51条第3項、第6項又は第8項の規定による措置の対象とはなるが、指示の対象とはならない。

(ウ) 指示の対象となる車両を、法第51条第3項、第6項又は第8項の規定による措置が採られた車両に限ることとしたのは、手続の明確性を確保する趣旨である。

イ 使用者

使用者とは、車両を使用する権原を有し、その運行を支配し、管理する者である。通常は、車検証上の使用者がこれに当たるが、車検証の記載が実態と合致しない場合には、実態により判断すること。

ウ 指示の要件

「放置行為を防止するため必要な管理を行っている」と認められない」場合とは、車両の使用人として通常行うべき運行の管理を十分に行っていないため、その結果として当該車両について放置行為が行われたと認められるような場合である。具体的には、使用者が運転者に対し放置行為を行うことを誘発するような行為をしていた場合のほか、同一の車両について放置行為が繰り返された場合、同一の使用人の管理下にある複数の車両について放置行為が行われた場合などである。

なお、車両の使用人として通常行うべき運行の管理を十分に行っていないことについて積極的な立証を要するものではない。

エ 指示の内容

指示すべき内容は、「車両を運転者に運転させる場合にあらかじめ目的地において駐車する場所について運転者に指導又は助言を行うことその他車両の使用の態様に応じ放置行為を防止するために必要な措置を採ること」である。車両の駐車場所等の所在地、使用目的、使用頻度、運行経路ないし範囲、管理の態様等に応じ、個々具体的に放置行為を防止するため必要な措置を採るべきことを内容とする指示を行うこと。

オ 指示の効果

指示は、その履行を命ずる公安委員会の意思表示であるが、直接罰則によって担保されているものではない。しかしながら、指示を受けたにもかかわらず、なお反復して放置行為が行われた場合には、使用者に対する使用制限命令が行われ得るものであり、処分性を有するものと解される。したがって、書面で指示内容及び理由を明確にするとともに、指示に不服

がある場合に行政不服審査法の規定による不服申立てを行うことができる旨教示する必要がある。

カ 指示の運用基準

指示の運用基準については、別途通達する。

4 放置行為の下命・容認の禁止関係

放置行為の実態をみると、業務の遂行上運転者が放置行為を行うことを余儀なくされている場合や、業務上の自動車の使用態様が放置行為を誘発している場合が多々存在するところである。そこで、放置行為の防止について責任を有し、かつ、運転者に対する業務上の指揮監督等の権限を有する自動車の使用者及び安全運転管理者等が運転者に対し放置行為を下命し、又は容認することを禁止することとしたものである。また、車台（シャーシ）のみが業務上放置される事例が多発する傾向にあることから、重被牽引車についてもその放置行為を下命し又は容認する行為を禁止することとしたものである。

5 放置行為に係る自動車の使用制限命令関係

(1) 改正の趣旨

自動車の使用者が業務に関し下命し、又は容認することが禁止される行為として放置行為を追加したことに伴い、放置行為の下命又は容認があり、その結果として放置行為が行われた場合においても自動車の使用制限命令を行うこととし、処分要件についても「著しく交通の妨害となるおそれがあるとき」を加えることとしたものである。

また、指示を受けたにもかかわらず、その後においても放置行為が行われ、その使用者が当該自動車を使用する限り、なお反復して放置行為が行われるおそれがあるときは、将来における交通の危険及び交通の妨害を防止するため当該自動車の使用を制限する必要があるので、業務に関しての下命・容認により放置行為が行われた場合と同様、指示を受けた後なお放置行為が反復された場合についても、使用制限命令を行うこととしたものである。

(2) 改正の内容

ア 命令の要件

(ア) 指示の対象が車両（トロリーバスを除く。）であるのに対し、使用制限命令の対象は、自動車（重被牽引車を含む。）とされている。これは、軽車両又は原動機付自転車が放置されることによる道路における交通の危険又は交通の妨害の程度が、自動車又は重被牽引車が放置される場合と比較して相対的に低いと考えられることによる。

(イ) 「著しく交通の妨害となるおそれがあるとき」が要件に加えられたのは、放置行為については、道路における交通の危険を生じさせるおそれがない場合においても、交通の妨害となるおそれがある行為であり、使用制限命令の要件を拡充する必要があることによるものである。

(ウ) 「自動車の使用者」が「自動車を使用することが著しく交通の危険を生じさせ又は著しく交通の妨害となるおそれがある」か否かの認定については、公安委員会が個々の事案について特別の判断をすることは必要ではなく、令第26条の6第3号又は令第26条の7に掲

げる基準に該当するときには、他の特別の事情のない限り、「著しく交通の危険を生じさせ又は著しく交通の妨害となるおそれがある」と認められるものとして運用されたい。

イ 命令の基準

(ア) 放置行為の下命・容認に係る使用制限命令

a 放置行為の下命・容認に係る使用制限命令は、令第26条の6第3号に定める基準によるものとし、その基準は、自動車の使用者が放置行為を下命又は容認し、それにより自動車の運転者が放置行為を行った場合において(a)から(c)までのいずれかの事情があるときは、3月を超えない範囲内の期間、当該違反行為に係る自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずることができることとした。これは、反則金、基礎点数の程度から勘案して、放置行為の下命・容認とはほぼ同等の迷惑性、危険性を有すると考えられる最高速度制限超過運転、積載制限違反運転の下命・容認に係る使用制限命令と同様の基準を定めることとしたものである。

(a) 自動車の使用者が、当該自動車の使用の本拠において使用する自動車の運転について、過去1年以内に、法第75条第2項又は法第75条の2第1項の規定による公安委員会の命令を受けた者であること。

(b) 自動車の使用者及び安全運転管理者等が、当該自動車の使用の本拠におけるその者の業務に関し、過去1年以内に、法第75条第1項（無免許運転、無資格運転、過労運転等又は酒気帯び運転に係る部分に限る。）の規定に違反した者であること。

(c) 自動車の使用者及び安全運転管理者等が、当該自動車の使用の本拠におけるその者の業務に関し、過去1年以内に2回以上、法第75条第1項（最高速度制限超過運転、積載制限違反運転又は放置行為に係る部分に限る。）の規定に違反した者であること。

(イ) 指示に係る使用制限命令

a 指示に係る使用制限命令は、令第26条の7に定める基準によるものとし、その基準は、指示を受けた後1年以内に放置行為が行われた場合において、自動車の使用者の当該自動車に係る放置行為関係累計点数（当該放置行為及び当該指示を受けた時から当該放置行為が行われた時までの間における当該自動車についてのその他の放置行為に係る違反行為のそれぞれについて令別表第1の定めるところにより付した基礎点数の合計という。）が表(a)の左欄に掲げる前歴の回数（放置行為関係累計点数に係る当該放置行為が行われた日を起算日とする過去1年以内に当該放置行為に係る自動車の使用の本拠において使用する自動車の運転について法第75条第2項又は法第75条の2第1項の規定による公安委員会の使用制限命令を受けた回数をいう。）の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める点数以上の点数に該当することとなったときは、当該自動車の表(b)の左欄に掲げる種類に応じ、それぞれ同表の右欄に定める期間を起えない範囲内の期間、当該自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずることができることとした。また、放置行為に係る使用制限命令を受け、かつ、当該使用制限命令に従って当該使用制

限命令に係る運転の禁止の期間を経過した者にあつては、放置行為関係累計点数に係る当該放置行為が行われた時における当該使用制限命令を受ける前の当該自動車に係る放置行為については、放置行為関係累計点数の対象から除外することとした。

(a)

前 歴 の 回 数		点 数
な	し	6 点
1	回	4 点
2	回 以 上	2 点

(b)

自 動 車 の 種 類	期 間
大型自動車、大型特殊自動車又は重被牽引車	3 月
普 通 自 動 車	2 月
自動二輪車又は小型特殊自動車	1 月

b 上記の a の基準は、指示後に行われた放置行為の種別及び回数に応じて使用制限命令の可否を判断すること、使用制限命令を受けた前歴のある者については、前歴のない者に比べ、早期に使用制限命令を行うこと、車種に応じて使用制限命令の期間の上限に差を設けること等の観点から定められているものである。

ウ 運用上の留意事項

使用制限命令の具体的適用については、法第75条第2項の規定によるものと同様であるが、特に次の事項に留意すること。

a 処 分

処分の基準に該当しているときは、特段の事情がない限り処分することとされたい。

b 使用制限命令の基準の細目

使用制限命令の量定基準の細目については、別途通達する。

c 使用制限命令に係る自動車

使用制限命令の対象となる自動車は、自動車の使用制限命令の事由となる運転者の違反行為に用いられた自動車である。したがって、違反行為に用いられた自動車が滅失した場合、当該自動車の使用者が変更された場合等は、自動車の使用制限命令は行うことができないこととなる。

d 聴 聞

自動車の使用制限命令は、自動車の使用者の権利を制限するものであることから、手続の公正を担保するため聴聞を行うこととしたものである。聴聞手続の具体的適用については、法第75条第2項の規定による使用制限命令の場合と同様に行われたい。

e 運転禁止標章等

公安委員会は、自動車の使用制限命令を行ったときは、当該命令を受けた自動車の使用

者に対し、府令第9条の14で定める事項を記載した文書（以下「使用制限書」という。）を交付し、かつ、当該命令に係る自動車の前面の見やすい箇所に府令第9条の15で定める様式の標章（以下「標章」という。）をはり付けることとした。使用制限命令は、非様式行為であり、公安委員会が意思決定したときに有効に成立するものであるが、命令の内容を確実に通知するために使用制限書を交付するものであり、標章のはり付けは当該自動車在使用制限命令に係る自動車であることを外見上明白にし、その実効を担保するための措置である。使用制限書及び標章の交付の手続については、法第75条第2項の規定による使用制限命令の場合と同様に行われたい。

f 命令に係る自動車の使用状況の確認

命令を受けた使用者は、命令の期間に命令に係る自動車を運転し、又は運転させてはならないこととなるが、命令の履行を確保するため、当該自動車の使用の状況について調査するなどの措置を講ずるようになされたい。

g 標章の除去の申請等

趣旨及び手続等については、法第75条第2項の規定による使用制限命令の場合と同様であり、当該自動車の使用に係る事情を把握しつつ、適切な措置を講じられたい。

h 命令の期間満了による標章の除去

命令の期間が満了したときは、標章は何人でも除去することができるが、原則として警察官が除去することとし、命令を受けた使用者自身が除去することとなるときは、標章の除去について公安委員会にその旨を報告するよう指導されたい。

(3) 所掌課

法の規定による使用制限命令に関することについては、警察庁においては交通指導課が所掌することとした。

放置行為に係る使用制限命令が新設されたことに伴い、今後使用制限命令に関する事務が増大すると予想されるが、各都道府県警察にあっては、法第75条第2項及び法第75条の2第1項の使用制限命令全般について、必要な体制等を整備の上、取締りと併せて効果的に使用制限命令に関する事務処理を担当することができると考えられる所屬において所掌されたい。

6 駐車に関する報告徴収関係

(1) 改正の趣旨及び内容

法第74条第2項において駐車に関する車両の使用者としての努力義務が定められたほか、法第51条の3の規定による指示、法第75条第2項及び法第75条の2第1項の規定による使用制限命令等駐車に関する行政上の措置が設けられたことに伴い、これらの規定による行政上の措置や行政指導を行うため必要な資料を収集する手段として、自動車の使用者に対する報告又は資料の提出の規定を設けることとしたものである。

(2) 運用上の留意事項

ア 「駐車に関しての自動車の適正な使用を図るため必要があると認めるとき」とは、法第51条の3、法第74条第2項、法第75条第2項及び法第75条の2第1項の規定による行政上の措

置や行政指導を行う前提として必要な資料を得る必要がある場合又はこれらの措置若しくは指導の履行状況を確認するため必要な資料を得る必要がある場合等である。

イ 具体的に次のような事情が認められる場合には、必要に応じて、報告又は資料の提出を求め、適切な措置を講じるよう努めること。

(ア) 同一の車両について放置行為が繰り返されるなど、使用者の運行の管理に問題があると認められる場合

(イ) 指示した事項の履行状況を確認する必要があると認められる場合

(ウ) 使用制限命令の期間中又は命令期間経過後における使用者の改善状況を確認する必要があると認められる場合

ウ 「必要な報告又は資料」とは、駐車に関しての自動車の適正な使用を図るために必要と認められる一切の内容にわたるものであるが、個々具体的な場合に応じて、使用の態様、指示の履行状況、使用制限命令の期間中又は期間経過後の改善状況等について、適切な範囲内で提出を求めること。

7 違法駐車に対するその他の措置等関係

(1) 違法駐車に対する措置命令

ア 改正の趣旨及び内容

人の乗降や貨物の積卸し等の継続的な停車が駐車禁止場所で行われる場合又は正しい停車方法に従わずに行われる場合は、交通の危険を生じさせ、又は交通の妨害となることがある。そこで、違法状態を速やかに排除するため、警察官等が、違法に停車している車両の運転者に対し、該当車両の停車方法を変更し、又は当該車両を速やかに移動すべきことを命じることができることとしたものである。

イ 運用上の留意事項

本命令は、速やかに違法状態を排除し、もって交通の安全と円滑を確保するために設けられたものであることにかんがみ、交差点、横断歩道等違法状態の排除の要請が高いところを中心に、積極的な活用に努められたい。

(2) 違法駐車車両の移動措置

ア 車両移動手続の迅速化

(ア) 改正の趣旨及び内容

近年、違法駐車車両において、違反の態様が悪質で、警察官が現認した時点で直ちに移動する必要があるものが多いので、放置車両については、違法駐車標章を取り付けることなく、警察官等は、直ちに移動できることとし、放置車両移動手続の迅速化を図ろうとするものである。

(イ) 運用上の留意事項

違法駐車標章の取付けが不要とされる以外は現行の車両移動手続と変わるところはない。

イ 移動場所の例示の追加

(ア) 改正の趣旨及び内容

警察署長が違法駐車車両を移動することができる場所について、駐車場、空地、当該違法駐車車両が駐車していた場所から50メートルを超える道路上の場所等を具体的に例示として追加することにより、レッカー移動の迅速化、活発化を図ることとしたものである。

(イ) 運用上の留意事項

上述の場所については、あくまでも例示として明示されたものであり、従来においても移動が可能であったものである。

ウ 車両の保管の方法

(ア) 改正の趣旨及び内容

今回の改正により、レッカー移動が頻繁に行われるようになることが予想されることも勘案し、車両の所有者等の権利保護の観点から、警察署長の保管義務の内容として、移動した車両を保管する場合には、車両の保管場所の形状、管理の態様等に応じ、当該車両に係る盗難等の事故の発生を防止するため、警察署長が当該車両を保管している旨の表示、車輪止め装置の取付けその他の必要な措置を講じなければならないことを明記することとしたものである。

(イ) 運用上の留意事項

上記に述べた警察署長の保管義務の内容については、従来から警察署長の保管義務の内容とされてきたところであり、その範囲を拡大したものではないことに留意すること。

(3) 指定車両移動保管機関等に係る負担金等の請求権の時効に関する規定の整備

ア 改正の趣旨

現在、指定車両移動保管機関（以下「保管機関」という。）による違法駐車車両の移動が活発に行われているところであるが、保管機関が有する負担金等の請求権の時効は、民法第174条により1年と解されている。他方これと同様の性質を有する警察署長が移動した場合の負担金等の請求権は、地方自治法第236条第1項により5年とされているため、両請求権の間に不整合が生じている。そこで、保管機関が有する負担金等の請求権の消滅時効を5年とするとともに、督促についても絶対的な時効中断の効力を認める等規定を整備することとしたものである。

イ 改正の内容

保管機関の有する負担金等の請求権の消滅時効を、警察署長の有するものと同様の5年とし、また、督促についても絶対的な時効中断の効力を認めることとした。

ウ 運用上の留意事項

上記趣旨にかんがみ、保管機関の車両移動保管事務の一層の活性化を図るとともに、長期未納債権について、督促等による積極的な回収の推進について指導すること。

(4) 高速自動車国道等における駐車に関する規定の整備

ア 改正の趣旨

法第4章の2において、高速自動車国道等における自動車の交通方法等の特例が定められ

ているところであるが、法第50条の2の規定による公安委員会の命令、法第51条の3の規定による指示等の規定が新設されたことに伴い、高速自動車国道等における違法駐停車車両及び放置車両についてもこれらの制度を適用するため所要の規定を整備したものである。

イ 改正の内容

(ア) 高速自動車国道等における被牽引車の駐停車の禁止

高速自動車国道等においても、被牽引車が牽引車たる車両から切り離されて駐停車違反の状態に置かれることもあり得ることから、高速自動車国道等において駐停車を禁止される対象として被牽引車を加えることとした。

(イ) 高速自動車国道等における違法停車車両に対する措置命令

高速自動車国道等における違法停車車両について法第50条の2の規定による警察官等の措置命令を準用することとした。

(ウ) 高速自動車国道等における違法駐車車両に対する措置等

法第51条の改正により、放置車両については違法駐車標章を取り付けることなく警察官等が移動することができ、また、警察署長が放置車両を移動する場合の移動場所の例示が追加され、この場合における警察署長の保管義務が明記されることとなったが、所要の読替えを行った上で、これらの規定も併せ準用することとした。

なお、これに伴い保管した車両の保管手続及び売却手続等についても準用することとした。

(エ) 高速自動車国道等における放置車両の使用者に対する指示

高速自動車国道等における放置車両の使用者に対しても、違法駐車標章の取付け等の措置が採られた場合において、公安委員会は指示を行うことができることとしたものである。

き2 交通事故に係る損壊物等及び転落積載物等の除去等に関する規定の整備

1 積載物が転落した場合等における運転者の義務

(1) 改正の趣旨及び内容

車両等の積載物が道路上に転落し、又は飛散した場合に、運転者による除去等の危険防止措置が行われないため、交通の危険を生じさせ、又は交通の妨害となる事例が増加する傾向にあるところから、原因者たる運転者に対し、当該転落積載物等を除去する等危険防止のため必要な措置を採ることを義務付けたものである。

(2) 運用上の留意事項

本義務に違反する行為については、法第71条第4号に違反する行為（転落等防止措置義務違反）と同程度の危険性、迷惑性を有する行為と考えられることから、これを反則行為とし、反則金額は、大型車については7,000円、普通車又は二輪車については6,000円、原付車については4,000円とし、また、基礎点数1点を付すこととした。運転者が転落等防止措置義務違反と本義務の両方に違反した場合には、併合罪の関係に立つと考えられる。

2 交通事故に係る損壊物等の除去等関係

(1) 改正の趣旨及び内容

交通事故によって生じた交通上の障害については、その原因者たる運転者等の責任において、取り除くべきものであるが、運転者等が負傷等により応急の措置を講ずることができない場合もあるところである。そこで、このような場合に、交通事故に係る損壊物等（以下「損壊物等」という。）を道路上から早期に除去する等の適切な措置が採られるようにするため、所要の規定を整備したものである。

(2) 具体的適用

ア 交通事故が発生した場合における運転者等の報告義務の拡大

交通事故が発生した場合、運転者等は、所要の報告義務を負うものであるが、車両等の積載物については、その数量、種別によっては事故処理上取扱いに注意を要する場合がある。そこで、交通事故に係る車両等の積載物についても、報告を義務付けることとしたものである。報告を受けた警察官にあっては、報告の内容に応じ適切な指示を行い、又は所要の措置を講じるよう指導されたい。

イ 警察官による応急措置

(ア) 要件

「直ちに指示に従うことが困難であるとき」とは、運転者等の死亡、負傷等のときのほか、運転者等が現場に見当たらないときである。

(イ) 措置の対象となる物

警察官による応急措置の対象となるのは、交通事故において損壊した物及び当該交通事故に係る車両等の積載物であり、具体的には、損壊した車両等、車両等の積載物、損壊した沿道の工作物等である。なお、業者等に対し移動等の措置を依頼する場合における費用について、予算措置を講じる必要がある。この費用は、所有者等の負担となる。

ウ 警察署長による保管等

保管後の手続等については、法第51条第10項から第20項までの規定を準用しているが、特に留意すべき点は次のとおりである。

(ア) 損壊物等の保管を受けた警察署長は、善良な管理者の注意をもって保管する義務を負うこととなる。保管した場合における公示、価額評価、売却手続等については、違法駐車車両を保管した場合と原則的に同様のものとしつつ、損壊物等の特性に応じた扱いとするものである。

(イ) 保管した損壊物等の公示

保管した損壊物等の所有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、損壊物等の種別に応じ一定の事項を公示しなければならないこととした。

a 公示事項

公示すべき事項は、所有者等の便宜を考慮し、損壊物等に係る交通事故が発生した場所及び損壊物等に係る交通事故が発生した日時（その日時が明らかでないときは、その損壊物等を移動した日時）等のほか損壊物等の種類に応じ、次の区分に従い公示するこ

ととした。

(a) 損壊物等が車両である場合

- ・ 車両の車名
- ・ 車両の型式
- ・ 車両の塗色
- ・ 車両の番号標に表示されている番号

(b) 損害物等が車両の積載物である場合

- ・ 積載物の名称又は種類
- ・ 積載物の形状
- ・ 積載物の数量
- ・ 積載物が積載されていた車両の車名
- ・ 積載物が積載されていた車両の型式
- ・ 積載物が積載されていた車両の塗色
- ・ 積載物が積載されていた車両の番号標に表示されている番号

(c) (a), (b)以外の場合

- ・ 損壊物等の名称又は種類
- ・ 損壊物等の形状
- ・ 損害物等の数量

b 公示方法等

原則として違法駐車車両を保管した場合と同様であるが、官報に掲載すべき対象たる損壊物等は、特に貴重（見積価格がおおむね10万円以上）と認められるものに限定される。また、保管損壊物等一覧簿については、上記aの区分と同様3種設けることとした。

なお、官報への掲載については、平成2年11月19日現在で、掲載料が1行当たり824円（消費税を含む。）であり、この費用は、所有者等の負担となる。

c 価額評価の方法

損壊物等の価額の評価は、警察署長が取引の実例価格、当該損壊物等の使用年数、損耗の程度その他当該損壊物等の価額の評価に関する事情を勘案して行うこととした。しかしながら、警察署長が損壊物等の価額評価を行うことが困難である場合もあるので、必要があると認めるときは、損壊物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができることとした。

d 保管に不相当な費用を要するとき

「保管に不相当な費用を要するとき」とは、その時点までの保管費用と当該損壊物等とほぼ同質のものを購入するとした場合の価額を評価し、前者が大きいことが明らかなきをいう。損壊物等の保管が長期にわたると予想されることにかんがみると、實際上大部分の損壊物等が保管に不相当な費用を要することになると考えられる。

e 保管した損壊物等を売却する場合の手続

(a) 随意契約により売却することができる場合

保管した損壊物等については、原則として一般競争入札によらなければならないこととした。ただし、次の場合には随意契約により売却することができることとした。

- ・ 競争入札に付しても入札者がいない場合
- ・ 速やかに売却しなければ価値が著しく減少するおそれのある場合
- ・ 以上のほか、競争入札に付すことが適当でないと認められる場合

具体的には、予定価格が低額である場合、損壊物等がその性質上そもそも特定の者に売却し、特定の用途に用いられることが適当な場合等である。

(b) 一般競争入札に付す場合における掲示事項等

一般競争入札に付す場合においては、入札期日の前日から起算して少なくとも5日前までに、損壊物等の種類に応じて所要の事項を、警察署の掲示板へ掲示し、又はこれに準ずる適当な方法（官報）により公示することとなる。

(c) 保管した損壊物等の廃棄

警察署長は、保管した損壊物等の売却につき買受人がない場合において、その価額が著しく低いときは、当該損壊物等を廃棄することができる。「価額が著しく低いとき」とはどの程度の額か一義的に決まるものではないが、買受人がないような価値の低い損壊物等の保管を続けることは妥当でないという本規定の趣旨にかんがみ、今後、保管しておくことが本人の不利益になることが明白な場合であるときという趣旨である。

なお、損壊物等を廃棄する場合に予算措置が必要となる場合もあるので留意すること。

(d) その他

損壊物等を売却する場合における手続については、保管した違法駐車車両を売却する場合と同様である。

なお、売却についての詳細な手続は、各都道府県の財務規則によることとなる。

3 工作物等の売却等関係

(1) 改正の趣旨及び内容

損壊物等及び転落積載物等の保管、売却等に関する規定が整備されたことに伴い、併せて工作物等に係る売却、廃棄等についての規定を整備することとしたものである。

(2) 具体的適用

ア 価額評価の方法

工作物等の価額の評価は、警察署長が、当該工作物等の購入又は製作に要する費用、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該損壊物等の価額の評価に関する事情を勘案して行うこととした。しかしながら、警察署長が工作物等の価額評価を行うことが困難である場合もあるので、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有す

る者の意見を聴くことができることとした。

イ 工作物等を売却することができる要件の拡大

警察署長が保管した工作物等について、滅失又は破損するおそれがない場合であっても、アによって評価した価額の評価に比し、保管について不相当な費用又は手数料を要する場合には、一定の要件の下に売却することができることとし、売却した代金は、売却に要した費用に当てることができることとした。「不相当な費用又は手数料を要するとき」とは、その時点までの保管費用又は手数料と当該工作物等とほぼ同質のものを購入するとした場合の価額を評価し、前者が大きいことが明らかなきをいう。工作物等の保管が長期に渡ると予想されることにかんがみると、實際上大部分の工作物等が保管に不相当な費用又は手数料を要することになると考えられる。

ウ 工作物等の廃棄

イ前段の場合において買受人がなく、かつ、その価額が著しく低いときは、警察署長は、当該工作物等を廃棄することができることとした。

4 転落積載物等の除去等関係

(1) 改正の趣旨及び内容

道路に転落し、又は飛散した車両等の積載物（以下「転落積載物等」という。）によって生じた交通上の障害を速やかに取り除き、交通の安全と円滑を確保するため、警察署長が占有者等に対しその除去等を命ずることができることとするとともに、占有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、警察署長が自ら必要な措置を講ずることができることとし、併せて警察署長が転落積載物等を除去した場合の保管、売却手続等を整備することとしたものである。

(2) 具体的適用

保管後の手続等については、法第81条第3項から第12項までの規定を準用しているが、特に留意すべき点は次のとおりである。

ア 警察署長の措置命令

「必要な措置」とは、交通上の障害とならない路肩に移動すること、道路に飛散した油等を水で洗い流すこと等、個々具体的な場合に応じ、道路における危険を防止し、又は交通の円滑を図るために必要な措置を意味する。

なお、業者等により除去等の措置を依頼する等の場合における費用について、予算措置を講じる必要がある。この費用は、占有者等の負担となる。

イ 警察署長の除去等

(ア) 警察署長が転落積載物等を除去した場合には、善良な管理者の注意をもって保管する義務を負うこととなる。保管した場合における公示、価額評価、売却手続等については、工作物等を保管した場合と原則的に同様のものとしつつ、転落積載物等の特性に応じた扱いを行うこととしたものである。

(イ) 保管した転落積載物等の公示等

警察署長が転落積載物等を保管したときは、一定の事項を次に述べる方法により公示しなければならないこととした。

a 公示事項

公示すべき事項は、工作物等を保管した場合における公示事項と同様である。

b 公示方法

aの公示に係る転落積載物等のうち、特に貴重（見積価格がおおむね10万円以上）と認められるものについて、公示の要旨を官報に掲載することとした。

なお、官報への掲載については、掲載料が1行当たり824円（消費税を含む。）であり、予算措置を講ずる必要があるので留意すること。この費用は、所有者等の負担となる。また、これとともに、警察署長は、保管転落積載物等一覧簿を警察署に備え付け、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならないこととした。

c 価額評価の方法

転落積載物等の価額の評価は、警察署長が取引の実例価格、当該転落積載物等の使用年数、損耗の程度その他当該転落積載物等の価額の評価に関する事情を勘案して行うこととした。しかしながら、警察署長が転落積載物等の価額評価を行うことが困難である場合もあるので、必要があると認めるときは、転落積載物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができることとした。

d その他

転落積載物等を売却する場合における手続については、保管した工作物等を売却する場合と同様である。

なお、売却についての詳細な手続は、各都道府県の財務規則によることとなる。

第3 地域交通安全活動推進委員制度の新設

1 地域交通安全活動推進委員関係

(1) 改正の趣旨及び内容

駐車問題を始めとする地域の道路における適切な車両の駐車及び道路の使用の方法について住民の理解を深め、交通の安全と円滑を図るためには、行政機関による一方的な取組だけでは不十分であり、地域住民のモラルを高めるとともに、地域ぐるみでこうした問題に取り組む必要があるところである。そこで、地域におけるモラルを向上させるための指導者的立場にある民間ボランティアについて、法的な裏付けを与えることにより、地域交通安全活動推進委員（以下「委員」という。）自身の意欲の増進と責任の自覚を促し、及び住民の理解と協力を確保しようとするものである。

(2) 法的性格

ア 法律上の位置付け

委員は、地方公務員法上の非常勤の特別職の地方公務員である。したがって、原則として地方公務員法の規定は適用されず（同法第4条第2項）、その守秘義務、委嘱及び解職の要件、手続等は法及びこれに基づく規則の規定によることとなる。また、刑法上も公務員に該

当するものであり（刑法第7条第1項）、刑法その他の罰則の適用については、当然に公務員として扱われる。

イ 災害補償

地方公務員災害補償法第69条の規定により、地方公共団体の条例において、非常勤の地方公務員を対象とした公務災害補償の定めがあり、委員は、この制度の適用を受けることとなる。

ウ 報酬

委員は、「名誉職」とされており、地方公共団体の非常勤の職員に対する報酬支給義務（地方自治法第203条第1項）が免除される。ただし、実費等の支給を行うことは可能であるので（同条第3項）、必要な予算措置を講じることとされたい。

(3) 委嘱

ア 委嘱の要件

公安委員会は、地域における交通の状況について知識を有する者であって、次の要件を満たしているもののうちから委嘱することができるものとした。

- (ア) 人格及び行動について、社会的信望を有すること。
- (イ) 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。
- (ウ) 生活が安定していること。
- (エ) 健康で活動力を有すること。

イ 委嘱の手続

(ア) 警察署長の推薦

委嘱は、公安委員会の定める協議会を組織する区域ごとに、当該区域を管轄する警察署長が推薦した者のうちから行うこととした。これは、区域の実態に通じている警察署長が、委員たるにふさわしい者を第一次的に判断することとしたものである。

(イ) 関係地域の住民に対する周知徹底

公安委員会が委員の委嘱を行ったときは、当該委員の氏名及び連絡先を関係地域の住民に周知させるよう、都道府県公報への掲載、警察署等の掲示板への掲示等の適当な措置を採らなければならないこととした。

(ウ) 既存の交通安全関係団体との関係

委員の委嘱に当たっては、地区交通安全協会等との関係に配慮するとともに、区域内における交通安全に係る民間ボランティア活動の中長期的な将来展望を策定しつつ計画的な委嘱を行うこと。

(4) 任期

委員の任期は2年とし、再任を妨げないこととした。

(5) 活動区域

委員は、その委嘱に係る公安委員会が定めた区域内の地域について、活動を行うこととした。ただし、他の区域に置かれる協議会から応援の要請等がある場合には、当該区域において

活動することも可能である。

(6) 活動内容

委員が行う活動は、次のとおりである。

- ア 道路における適正な車両の駐車及び道路の使用の方法について住民の理解を深めるための運動の推進その他の地域における交通の安全と円滑に資する事項について広報及び啓発をする活動
- イ 地域において活動する団体又は個人に対し、地域における交通の安全と円滑に資するための協力を要請する活動
- ウ 地域における交通の安全と円滑に関する事項について、住民からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行う活動
- エ 地域における交通の安全と円滑に資するための活動に協力し、又はその活動を援助する活動
- オ アからエまでに掲げる活動を行うため必要な範囲内において、地域における交通の状況について実地調査する活動

委員の活動については、法律上特別の権限を付与されているものではなく、あくまでも任意の広報、啓発又はこれに類する活動を行うにすぎないものであることに留意すること。

(7) 活動上の注意等

委員は、その活動を行うに当たっては、関係地域の住民の要望と意見を十分に尊重するよう努めるとともに、関係者の正当な権利及び自由を害することのないように留意しなければならないこととした。

(8) 身分証明書及び標章

ア 身分証明書の携帯

委員は、その活動を行うに当たっては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならないこととした。委員の活動は幅広い範囲にわたって多数の関係者と接触するものであることから、身分証明書の携帯によって必要がある場合にはいつでもその身分を明らかにし、その職務の公正性、明確性について誤解を受けることのないようにしたものである。したがって、紛失等が生じぬよう十分注意するとともに、万一紛失した場合には、速やかに再発行の手続を行い、委員の活動に支障を生じることのないよう留意されたい。

イ 身分証明書の大きさ

身分証明書の大きさについては、携帯の便宜を考慮し、日本工業規格B列第8番の名刺サイズとした。

ウ 標章の使用

身分証明書の携帯と同様の趣旨に基づき、委員たる身分を外見上一見明らかとするため、委員がその活動を行うに当たっては、標章を用いることとした。

エ 標章の様式

標章の様式は、規則別記様式第2号の定めるとおりとした。この様式は、警察関係のボランティアを表現する旭日章と交通関係を表現する「交」という文字を組み合わせたものである。

オ 予算措置

身分証明書及び標章については、所要の予算措置を講じる必要があるので留意すること。

(9) 講習及び研修

ア 講習

公安委員会は、委員を委嘱したときは、速やかに当該委員に対し講習を行わなければならないこととした。これは、委嘱者の立場から、委員の活動に関する基本的な留意事項等を周知させることを目的とするものである。また、一定の要件を見た者について講習の実施を委託することができることとした。

イ 研修

都道府県道路使用適正化センター（以下「センター」という。）の行う事業として、委員に対する研修を行うことを加えることとした。センターは、当該都道府県における駐車及び道路使用に係る交通障害の実態並びにその軽減方策についての知見を有しているものであり、また、研修業務についての経験も豊富であることから、必要に応じ、都道府県全体の交通状況、委員としての効果的な活動方策等について必要な研修を行うことができることとしたものである。

(10) 指導

委員は、その職務に関して、公安委員会の指導を受けることとした。この指導は、委嘱者たる公安委員会が、委員の活動内容、活動上の注意等の遵守等について適正を期するために行うものである。

(11) 解嘱

ア 解嘱の要件

公安委員会は、委員が次のいずれかに該当するときは、これを解嘱することができることとした。

(ア) (3)アに掲げる委嘱の要件のいずれかを欠くに至ったとき。

(イ) その職務を怠ったとき。

(ウ) 委員たるにふさわしくない非行のあったとき。

「委員たるにふさわしくない非行」とは、委員たる地位を利用して不正な行為を行ったり、飲酒運転による交通事故を引き起こす等交通の安全と円滑に資するための活動を行う立場にふさわしくない道路交通関係法令違反を行う場合のほか、委員としての社会的地位を辱めるような罪を犯した場合がこれに当たる。

イ 解嘱の手続

公安委員会は、委員を解嘱しようとするときは、当該委員に対し、あらかじめ、その理由を通知して、弁明の機会を与えなければならないこととした。これは解嘱が、委員の権利を

はく奪するものであることから、手続の適正を担保する趣旨である。

2 地域交通安全活動推進委員協議会関係

(1) 改正の趣旨及び内容

委員がその活動を効率よく行い、委員制度を真に効果的なものとするためには、委員が相互に連携して、組織的に、かつ、地元の警察と連絡及び調整を取りつつ活動することが必要であることにかんがみ、地域交通安全活動推進委員協議会（以下「協議会」という。）を設け、所要の事務を行わせることとしたものである。

(2) 法的性格

協議会は、委員によって組織される社団であるが、道路交通法上法人格を付与されているわけではなく、いわゆる「権利能力なき社団」である。協議会は、その目的に公益性が認められ、民法上の社団法人たり得るものである。

(3) 区域

協議会を組織する区域は、協議会の運営が警察活動と有機的な連携を確保することができるように定めることとされたい。

(4) 役員

ア 職務

協議会に、会長1名及び幹事若干名を置くこととし、所要の職務を行わせ、協議会の運営の適正及び効率化を図ることとした。会長は、協議会の会務をとりまとめ、意見の申出、勧告の受理等協議会を代表し、また、幹事は、会長を助け、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ会長が定める順位に従い、その職務を代行するものである。

イ 選任

会長及び幹事は、委員の互選により選任されることとした。

ウ 任期

会長及び幹事の任期は、1年とし、再任を妨げないこととした。

(5) 協議会の事務

協議会の事務は、次のとおりである。

ア 委員の活動の方針を定めること。

イ 委員相互の連絡及び調整を行うこと。

ウ 委員の活動に関し、警察機関その他の関係行政機関、センターその他の関係団体及び他の協議会との連絡又は調整に当たること。

その他の関係機関とは、市区町村の交通安全担当部局、道路管理者等である。

エ 委員の活動に必要な資料及び情報を集めること。

オ 委員の活動について広報宣伝をすること。

カ 委員がその活動を行うに当たって使用する資器材を管理すること。

委員が使用する資器材とは、広報啓発用のスライド、ビデオ機器等をいう。

(6) 意見の申出

ア 申出の手続

意見の申出は、正確性を期するため書面をもってすることとし、公安委員会に意見を申し出る場合には、管轄警察署長が当該意見について周知している必要があることにかんがみ、協議会に係る区域を管轄する警察署長を経由してしなければならないこととした。

イ 意見の内容

申し出ることのできる意見は、「委員の活動に関し必要と認める」意見である。具体的には、研修及び講習の内容に関する事項、委員が使用する資器材に関する事項等のほか、交通規制に関する要望等地域において把握した交通の安全と円滑を確保する上で必要と認められる事項等である。

ウ 意見の処理

協議会より意見の申出を受けた警察署長又は公安委員会は、当該意見の内容に拘束されるものではないが、協議会の意見は、通常、地域における交通の安全と円滑について住民の意見を集約したものであること等にかんがみ、適法に行われた申出については、施策を講ずるに当たり尊重するものとされたい。

(7) 報告又は資料の提出

公安委員会は、協議会の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該協議会に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができることとした。具体的には、次に述べる勧告を行う必要があるか否かを判断する場合、また、勧告を行った後における改善状況を調査する場合等に求めることとされたい。

(8) 勧告

公安委員会は、協議会の運営に関し改善が必要であると認めるときは、当該協議会に対し、その改善に必要な措置を採るべきことを勧告することができることとした。協議会を構成する個々の委員は、1(10)の指導を公安委員会より受けることとなるが、協議会は、個々の委員の活動を越えた独自の事務を行うこととされているため、その運営に関して公安委員会が監督を行う必要があるという趣旨である。「改善に必要な措置」とは、資器材の管理、協議会の会計の適正化を図ること、役員の変更等であり、個々具体的な場合に応じた適切な事項を勧告するよう努めること。

3 その他

(1) 所掌課

本制度は、警察庁においては交通指導課で所掌することとなる。各都道府県においては、既存の警察所管団体との関係等に配慮しつつ適当な所属で所掌されたい。

(2) 運営上の細目的事項

地域交通安全活動推進委員制度の運営に関する細目的事項については、別途通達する。